

栃木県スキー連盟役員候補者選出規程

(根拠)

第1条 この規程は、本連盟規約第15条及び本連盟運営規則第3条に基づき、役員候補者選出に関する事項を定めるものとする。

(候補者選出の目的)

第2条 本連盟運営規則第3条第2項に基づく候補者は、各所属団体の利害を超越し、真に組織人として、本連盟の目的達成のために貢献できる人物を役員候補者として選出する事を目的とする。

(候補者の選出)

第3条 役員候補者の選出は、本連盟運営規則第3条第2項の範囲内で次の各項により選出することができる。

- 2 会長、副会長及び監事候補者の推薦は、本連盟運営規則第3条第2項第1号により所属団体が行う。ただし、候補者は、本連盟の役員を経験している者に限る。
- 3 理事候補者は、本連盟運営規則第3条第2項第2号に基づき、各所属団体から推薦する。
- 4 会長推薦の理事候補者は、本連盟運営規則第3条第2項第3号に基づき、4名以内を推薦することができる。

(候補者の推薦)

第4条 各所属団体長は、第3条第4項を除く役員候補者について、本人の同意を得て所定の役員候補者推薦書を添え、定められた期日までに本連盟会長へ提出しなければならない。

(役員選考委員会への付託)

第5条 会長は、提出された役員候補者推薦書の記載事項を審査し、所定の期日までに役員選考委員会へ候補者名及び推薦書を添えて選考を付託しなければならない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決による。

(附則)

- 1 この規則は、平成11年11月13日から施行する。
- 2 昭和48年12月8日制定の栃木県スキー連盟役員選出規程は、廃止する。
- 3 平成19年11月11日一部改正